

税 額 控 除

- **調整控除** ※合計所得金額が 2,500 万円を超える場合は、調整控除の適用はありません。

合計課税所得金額（*1）	控除額
200 万円以下	次のア、イのいずれか少ない額の 5%（特別区民税 3%・都民税 2%） ア 人的控除額の差額（*2）の合計額 + 5 万円 イ 合計課税所得金額
200 万円超	次のアからイを控除した金額（5 万円以下（マイナスを含む））の場合は 5 万円）の 5%（特別区民税 3%・都民税 2%） ア 人的控除額の差額の合計額 + 5 万円 イ 合計課税所得金額 − 200 万円

（*1）合計課税所得金額 … 課税総所得金額、課税退職所得金額（地方税法第 328 条に規定するものを除く）、課税山林所得金額の合計額

（*2）人的控除額の差額 … 3 ページの所得控除の種類と内容・控除額等（人的控除）を参照

- **寄附金税額控除** ※控除の対象となる寄附金額の上限は、総所得金額等の 30% です。

寄附先団体	控除額計算式
荒川区の条例で指定されている団体	(寄附金額 − 2,000 円) × 6%（特別区民税分）
東京都の条例で指定されている団体	(寄附金額 − 2,000 円) × 4%（都民税分）
東京都共同募金会・日本赤十字社東京支部・ 地方公共団体で特例控除対象以外の団体	(寄附金額 − 2,000 円) × 10% ※特別区民税分 6%、都民税分 4%
地方公共団体で特例控除対象の団体（ふるさと納税など）	(寄附金額 − 2,000 円) × 10% + 特例控除額（*3） ※特別区民税分 6%、都民税分 4%

（*3）特例控除額…次の計算式により算出（特別区民税・都民税所得割の 2 割が上限）

※総務大臣が指定した地方公共団体への寄附に限り、特例控除が適用されます。

特例控除額計算式
(地方公共団体への寄附金額 − 2,000 円) × (90% − 所得税の限界税率（*4）× 1.021)

（*4）所得税の限界税率…所得税額の計算の際に適用された最大の税率（一部例外あり）

※分離課税される所得があるときは、別の計算式により算出する場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※地方公共団体に寄附した場合で、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受ける場合、所得税の控除相当額の「申告特例控除額」が上記に加算されます。

- **住宅借入金等特別税額控除** ※平成 27 年 1 月 1 日以後に居住を開始した場合に限ります。

下記の①と② -1、又は①と② -2 を比較し、少ない金額を控除します。

① 所得税において控除しきれなかった住宅借入金等特別控除可能額
② -1 所得税の課税総所得金額等の合計額に 5% を乗じた額（上限 97,500 円） 特定取得等（*5）に該当しない場合
② -2 所得税の課税総所得金額等の合計額に 7% を乗じた額（上限 136,500 円） 特定取得等（*5）に該当する場合

（*5）特定取得等…特定取得、特別特定取得、特例取得、特別特例取得、特例特別特例取得のいずれかに該当するもの

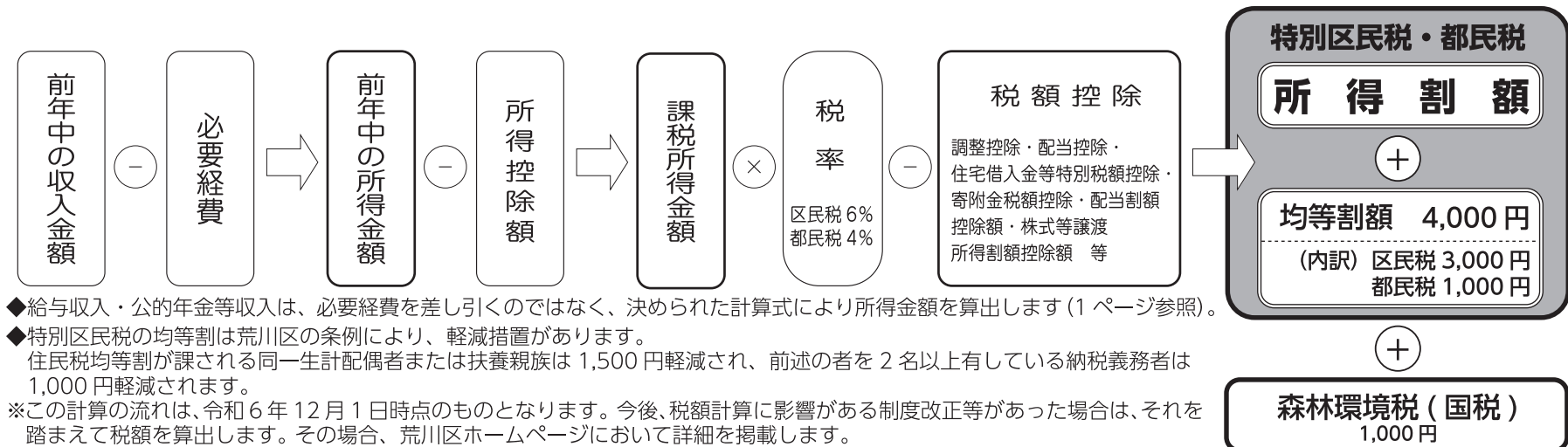
※詳しくは荒川区ホームページをご覧ください。荒川区トップページ（生活便利ナビ）<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/>
→税金→特別区民税・都民税（住民税）→住民税住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）について

森林環境税（国税）

特別区民税・都民税均等割と併せて森林環境税 1,000 円が国税として課税されます。詳しくは荒川区ホームページをご覧ください。

荒川区トップページ（生活便利ナビ）[〈https://www.city.arakawa.tokyo.jp/〉](https://www.city.arakawa.tokyo.jp/) → 税金 → 税制改正 → 森林環境税（国税）

一般的な特別区民税・都民税・森林環境税の計算の流れ



●非課税判定

次の基準のいずれかに当てはまる方は、特別区民税・都民税及び森林環境税が非課税となります。

- 合計所得金額 ≤ 35 万円 + (35 万円 × 同一生計配偶者及び扶養親族の人数) + 10 万円 + 21 万円^(※)
※単身者の場合、21 万円の加算はありません。
例：同一生計配偶者、特定扶養・年少扶養それぞれ 1 名いる場合
35 万円（本人）+ (35 万円 × 3 名) + 10 万円 + 21 万円 = 171 万円（合計所得金額が 171 万円以下なら非課税となります。）
- 障害者、寡婦、ひとり親、未成年者（平成 19 年 1 月 3 日以降生まれ）のいずれかに該当する場合で、合計所得金額が 135 万円以下
- 令和 7 年 1 月 1 日現在で生活保護法による生活扶助を受けている

ご不明な点については、荒川区役所税務課課税係までお問い合わせください。

電話 03（3802）3111（代表） 内線 2316 ～ 2319、2321 ～ 2323 荒川区ホームページ（<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/>）

令和7年度 特別区民税・都民税・森林環境税の概要

所得の種類・所得金額の算出方法

- **給与所得**

会社などからの給与、ボーナスなどによる所得（アルバイト、パート、日雇いを含む）。以下の計算式により所得を算出します。

給与収入金額の合計額（A）	給与所得金額	給与収入金額の合計額（A）	給与所得金額
550,999 円まで	0 円	※ 1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	(A) × 60% + 100,000 円
551,000 円 ～ 1,618,999 円	(A) − 550,000 円	※ 1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	(A) × 70% − 80,000 円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円	※ 3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	(A) × 80% − 440,000 円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円	6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	(A) × 90% − 1,100,000 円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円	8,500,000 円以上	(A) − 1,950,000 円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円		

※部分は、給与収入金額の合計額を 4,000 円単位で端数処理してから（A）に代入します。

【例】給与収入が 1,816,200 円の場合
1,816,200 円 ÷ 4,000 円 = 454.05 → 454 × 4,000 円 = 1,816,000 円（A）
上の表の計算式より 1,816,000 円 × 70% − 80,000 円 = 1,191,200 円（給与所得金額）
◆「特定支出控除」の算出方法についてご不明な方は、お問い合わせください。

- **子ども・特別障害者等を有する方等の所得金額調整控除**

給与等の収入金額が 8,500,000 円を超え、かつ、令和 6 年 12 月 31 日時点において①～③のいずれかに該当する方は給与等の収入金額（その給与等の収入金額が 10,000,000 円を超える場合は 10,000,000 円）から 8,500,000 円を差し引いた金額の 10% に相当する金額が、給与所得の金額からの控除額となります。

①納税者本人が特別障害者である方 ②年齢 23 歳未満の扶養親族がいる方 ③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる方

【控除額の計算例】給与収入が 9,500,000 円の場合
(9,500,000 円 − 8,500,000 円) × 10% = 100,000 円（控除額）

- **雑所得（公的年金等）**

厚生年金、国民年金、共済年金、年金基金、恩給などによる所得（遺族年金、障害年金等の非課税の年金は含まない）。

以下の計算式により所得を算出します。

受給者の年齢	公的年金等の収入の合計額（B）	公的年金等の雑所得金額 ※所得がマイナスとなる場合は 0 円とします。			
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
		1,000 万円以下	1,000 万円超～ 2,000 万円以下	2,000 万円超	
65 歳以上の方 (昭和 35 年 1 月 1 日以前に生まれた方)	3,299,999 円まで	(B) − 1,100,000 円	(B) − 1,000,000 円	(B) − 900,000 円	
	3,300,000 円～ 4,099,999 円	(B) × 75% − 275,000 円	(B) × 75% − 175,000 円	(B) × 75% − 75,000 円	
	4,100,000 円～ 7,699,999 円	(B) × 85% − 685,000 円	(B) × 85% − 585,000 円	(B) × 85% − 485,000 円	
	7,700,000 円～ 9,999,999 円	(B) × 95% − 1,455,000 円	(B) × 95% − 1,355,000 円	(B) × 95% − 1,255,000 円	
	10,000,000 円以上	(B) − 1,955,000 円	(B) − 1,855,000 円	(B) − 1,755,000 円	
65 歳未満の方 (昭和 35 年 1 月 2 日以降に生まれた方)	1,299,999 円まで	(B) − 600,000 円	(B) − 500,000 円	(B) − 400,000 円	
	1,300,000 円～ 4,099,999 円	(B) × 75% − 275,000 円	(B) × 75% − 175,000 円	(B) × 75% − 75,000 円	
	4,100,000 円～ 7,699,999 円	(B) × 85% − 685,000 円	(B) × 85% − 585,000 円	(B) × 85% − 485,000 円	
	7,700,000 円～ 9,999,999 円	(B) × 95% − 1,455,000 円	(B) × 95% − 1,355,000 円	(B) × 95% − 1,255,000 円	
	10,000,000 円以上	(B) − 1,955,000 円	(B) − 1,855,000 円	(B) − 1,755,000 円	

- **給与と公的年金等の双方の収入がある場合の所得金額調整控除**

給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、かつ、それらの合計額が 100,000 円を超える場合は、給与所得の金額から次の計算式で計算した金額が控除となります。

【控除額の計算式】給与所得控除後の給与等の金額（上限 100,000 円）+ 公的年金等に係る雑所得の金額（上限 100,000 円）− 100,000 円

- **その他の所得**

以下の所得は、収入から必要経費を引いて所得を算出します。

所得の種類	例	必要経費の例
営 業 等 所 得	製造業、加工業、小売業、サービス業、保険外交員、大工、俳優などで得た所得	商品の原価、租税公課、地代・家賃、減価償却費、事業専従者の給与など、収入金額を得るために直接要した費用 ◆保険外交員など、家内労働者等に該当する場合は、給与所得控除等と合わせて上限 55 万円の必要経費が認められます。
不 動 産 所 得	貸家、貸地、土地や家屋の権利金などで得た所得（事業所得または譲渡所得に該当するものは除く）	固定資産税、損害保険料、修繕費など
利 子 所 得	日本国外の金融機関等の預金などの利子	なし
配 当 所 得	法人から受ける株式または出資の配当などで得た所得	株式等を取得するために借り入れた負債の利子
雑 所 得 (公的年金以外)	業 務	シルバー人材センターの分配金、作家以外の人の原稿料や印税、講演料、シェアリングエコノミーなどの副収入による所得
	その他	生命保険の個人年金、互助年金、暗号資産取引などの所得
総 合 譲 渡 所 得	機械、自動車、ゴルフ会員権、書画、骨董などの資産の譲渡などによる所得（土地、建物、株式などは除く）	取得費など
一 時 所 得	賞金、懸賞当せん金、生命保険満期受取金等の一時的な所得	生命保険料または掛金の総額など

所得控除の種類と内容・控除額等

所得控除の種類	内 容	控 除 額
雑 損 控 除	災害や盗難などにより、損害を受けた場合	次のいずれか、多い方の金額 ①損害金額 － 保険金などで補てんされる額 － 総所得金額等 × 10％ ②災害関連支出の金額 － 5万円
医 療 費 控 除	本人または同一生計の親族のために病院などに支払った医療費 ※医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用と同時に受けることはできません。	次のいずれか、多い方の金額（限度額 200 万円） ①支払った医療費 － 保険などで補てんされる額* － 総所得金額等 × 5％ ②支払った医療費 － 保険などで補てんされる額* － 10 万円
医療費控除の特例 （セルフメディケーション税制）	健康の保持増進及び疾病の予防に関する一定の取り組みを行う個人が、本人または同一生計の親族のために支払った特定一般用医薬品等（スイッチ OTC 薬）購入費 ※医療費控除の適用と同時に受けることはできません。	支払った特定一般用医薬品等購入費 － 保険などで補てんされる額*－ 1 万 2 千円 （限度額 8 万 8 千円まで）
社 会 保 険 料 控 除	国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、その他の健康保険などの保険料 ※配偶者・親族の公的年金から特別徴収されている保険料は、対象になりません。	支払った保険料の金額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金などの掛金	支払った掛金の金額
生 命 保 険 料 控 除	一般の生命保険料、生命保険契約に基づく個人年金保険料及び介護医療保険料	次の①、②によりそれぞれ計算した額（合わせて限度額 7 万円） ①平成 24 年 1 月 1 日以降に締結した保険契約 …表 1－1 「新契約 生命保険料控除の計算式」 ②平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約 …表 1－2 「旧契約 生命保険料控除の計算式」
地 震 保 険 料 控 除	地震保険契約や、旧長期損害保険契約の保険料	表 2 「地震保険料控除の計算式」により計算した額

表 1－1 新契約 生命保険料控除の計算式

支払った保険料 (A)	控除額
12,000 円以下	(A)
12,001 円～ 32,000 円	(A) ÷ 2 + 6,000 円
32,001 円～ 56,000 円	(A) ÷ 4 + 14,000 円
56,001 円以上	28,000 円

※生命保険料に「一般分」、「個人年金分」、「介護医療分」などが2種類以上ある場合、上表により個別に計算し、その合計額を控除額とします。

表 1－2 旧契約 生命保険料控除の計算式

支払った保険料 (B)	控除額
15,000 円以下	(B)
15,001 円～ 40,000 円	(B) ÷ 2 + 7,500 円
40,001 円～ 70,000 円	(B) ÷ 4 + 17,500 円
70,001 円以上	35,000 円

※生命保険料に「一般分」と「個人年金分」の両方がある場合、上表により個別に計算し、その合計額を控除額とします。

◎生命保険料控除の上限額は、新契約・旧契約合わせて 70,000 円です。

表 2

地震保険料控除の計算式

区 分	支払った保険料 (C)	控除額
地震保険料	50,000 円以下	(C) ÷ 2
	50,001 円以上	25,000 円
旧長期損害保険料	5,000 円以下	(C)
	5,001 円以上～ 15,000 円	(C) ÷ 2 + 2,500 円
	15,001 円以上	10,000 円

※地震保険料、旧長期損害保険料の両方がある方は、上表により個別に計算し、その合計額を控除額とします。（上限額 25,000 円）

所得控除の種類と内容・控除額等（人的控除）

※人的控除に該当するか否かは、令和 6 年 12 月 31 日の現況等において判定されます。

● 配偶者控除及び配偶者特別控除 各控除額の（ ）は、所得税と住民税の人的控除額の差額です。

所得控除の種類	控除対象	配偶者の条件	納税義務者の合計所得金額ごとの控除額		
			900 万円以下	900 万円超～ 950 万円以下	950 万円超～ 1000 万円以下
配 偶 者 控 除 ^(*)	合計所得金額が 48 万円以下の同一生計の配偶者を扶養している方	昭和 30 年 1 月 2 日以降生まれの方（70 歳未満）	33 万円（5 万円）	22 万円（4 万円）	11 万円（2 万円）
		昭和 30 年 1 月 1 日以前生まれの方（70 歳以上）	38 万円（10 万円）	26 万円（6 万円）	13 万円（3 万円）
配偶者特別控除 ^(*)	同一生計の配偶者（他の方の被扶養者または事業専従者ではない方）の合計所得が右欄の「配偶者の条件」内の場合 ※夫婦間で、互いにこの控除を受けることはできません。	合計所得 480,001 円 ～ 499,999 円	33 万円（5 万円）	22 万円（4 万円）	11 万円（2 万円）
		// 500,000 円 ～ 549,999 円	33 万円（3 万円）	22 万円（2 万円）	11 万円（1 万円）
		// 550,000 円 ～ 1,000,000 円	33 万円	22 万円	11 万円
		// 1,000,001 円 ～ 1,050,000 円	31 万円	21 万円	11 万円
		// 1,050,001 円 ～ 1,100,000 円	26 万円	18 万円	9 万円
		// 1,100,001 円 ～ 1,150,000 円	21 万円	14 万円	7 万円
		// 1,150,001 円 ～ 1,200,000 円	16 万円	11 万円	6 万円
		// 1,200,001 円 ～ 1,250,000 円	11 万円	8 万円	4 万円
		// 1,250,001 円 ～ 1,300,000 円	6 万円	4 万円	2 万円
		// 1,300,001 円 ～ 1,330,000 円	3 万円	2 万円	1 万円

※納税義務者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。
ただし、配偶者の合計所得金額が 48 万円以下であれば「同一生計配偶者」とされ、障害者に該当する場合は、障害者控除の適用を受けることができます。
なお、「同一生計配偶者」がいる場合は、障害者に該当しない場合についても配偶者の事項を申告書に記入する必要があります。記入がないと、配偶者ご本人が未申告として取り扱われる場合があります（特別区民税・都民税の申告は各種保険料、手当等の算定資料となるほか、税証明書の発行に必要な資料となります）。

● 配偶者控除及び配偶者特別控除以外 各控除額の（ ）は、所得税と住民税の人的控除額の差額です。

所得控除の種類	控除対象	区分	控除額
扶 養 控 除	同一生計で、合計所得金額が 48 万円以下であり、16 歳以上の親族（他の方の被扶養者または事業専従者ではない方）を扶養している方 ※ 16 歳未満の親族で合計所得金額が 48 万円以下の方は、扶養親族となりますが、扶養控除の対象にはなりません。	一般 平成 18 年 1 月 2 日～平成 21 年 1 月 1 日生まれの方及び昭和 30 年 1 月 2 日～平成 14 年 1 月 1 日生まれの方（16 歳～18 歳、23 歳～69 歳）	33 万円（5 万円）
		特定 平成 14 年 1 月 2 日～平成 18 年 1 月 1 日生まれの方（19 歳～22 歳）	45 万円（18 万円）
		老人 昭和 30 年 1 月 1 日以前生まれの方（70 歳以上）	38 万円（10 万円）
		同居 老親 自己または配偶者の直系尊属で、自己または配偶者と同居している昭和 30 年 1 月 1 日以前生まれの方（70 歳以上）	45 万円（13 万円）
障 害 者 控 除	本人または同一生計配偶者・扶養親族のうち、心身障害等に関する手帳をお持ちの方など ※この場合の「扶養親族」には 16 歳未満の子を含みます。	特別 障害 愛の手帳 1・2 度（療育手帳 A）、身体障害者手帳 1・2 級、精神障害者保険福祉手帳 1 級など、重度の障害のある方	30 万円（10 万円）
		一般 障害 特別障害に該当しない方	26 万円（1 万円）
		同居 特障 特別障害に該当する同一生計配偶者または扶養親族で、自己、配偶者または生計を一にする親族と同居している方	53 万円（22 万円）
ひとり親控除	合計所得金額が 500 万円以下であり、婚姻歴の有無にかかわらず、生計を一にする子がいる単身の方 ※「生計を一にする子」とは、生計が同じで、他の方の被扶養者でなく、かつ、総所得金額等が 48 万円以下の方です。 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方（住民票上の「末届の夫」「末届の妻」）がいる場合は対象外となります。	ひとり親のうち母である方	30 万円（5 万円）
		ひとり親のうち父である方	30 万円（1 万円）
寡 婦 控 除	次のいずれかに該当し、ひとり親に該当しない方 ①合計所得金額が 500 万円以下の方で、夫と死別、もしくは生死不明の方 ②合計所得金額が 500 万円以下の方で、夫と離別し、扶養親族（16 歳未満を含む）を有する方		26 万円（1 万円）
勤労学生控除	本人が学生・生徒で、合計所得金額が 75 万円以下であり、かつ、不動産・利子・配当など、勤労によらない所得金額が 10 万円以下の方		26 万円（1 万円）
基 礎 控 除	合計所得金額が 2,500 万円以下の方 ※控除額が右欄の所得区分に応じて変わります。	合計所得金額が 2,400 万円以下の方	43 万円
		合計所得金額が 2,400 万円超～2,450 万円以下の方	29 万円
		合計所得金額が 2,450 万円超～2,500 万円以下の方	15 万円